

中小企業者が経営者保証を不要とすることが選択可能な信用保証制度の適用拡大について

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が法人の連帯保証人となる経営者保証は、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開を躊躇させるなど、企業活力を阻害する面もあります。

国は、このような課題の解消に向け、令和4年12月に「経営者保証改革プログラム」を策定するなど、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた意識改革に取り組んでおり、今般、この取組を加速させるため、信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを事業者が選択できる信用保証制度（以下「事業者選択型経営者保証非提供制度」という。）の創設と、制度の活用促進のための3年間の時限的な利用促進策の実施を公表したところです。

これに伴い、和歌山県中小企業融資制度においても、経営者保証を望まない事業者への支援の充実を図るため、これらの国の新たな制度を活用し、**令和6年3月15日から、事業者選択型経営者保証非提供制度の取扱開始や振興対策資金（経営者保証改革枠）の創設**等を措置しますので、お知らせします。

【主な措置内容】

1. 事業者選択型経営者保証非提供制度の取扱開始

全ての資金※1において、一定の財務要件等※2を満たす場合、信用保証料の上乗せにより借入時の経営者保証を提供しないことが選択可能となります。

※1 無担保保険等に係る保証が対象となるため、本制度利用時の融資限度額は原則8,000万円であり、保証人不要の資金（小企業応援資金（特小枠）、事業承継支援資金（承継特別支援枠）など）は対象外です。

※2 一定の財務要件等の概要（主な融資対象要件）：

- ・法人から代表者への貸付金等がないこと
- ・決算書等の提出
- ・右表の【A】又は【B】に該当すること

		直近決算	
		債務超過でない	債務超過
減価償却前経常利益	直近2期連続して赤字でない	【A】 信用保証料率 +0.25%	【B】 信用保証料率 +0.45%
	直近2期連続して赤字	【B】 信用保証料率 +0.45%	対象外

2. 振興対策資金（経営者保証改革枠）の創設

上記1.の制度を利用する際の信用保証料上乗せ分の一部を国が補助※3する新たな信用保証制度を活用し、事業者が負担する保証料率を0.15%引き下げた資金枠を創設します。

○振興対策資金（経営者保証改革枠）概要

融資限度額	8,000万円（セーフティネット保証4号又は5号の認定※4を受けた場合、更に別枠8,000万円）
融資利率	①一般保証：年1.9%以内※5 ②セーフティネット保証5号：同上※5 ③セーフティネット保証4号：年1.7%以内※5
信用保証料率	①の場合：（上表中【A】）年0.55～1.4%、（上表中【B】）年0.75～1.6% ②の場合：（上表中【A】）年0.6%、（上表中【B】）年0.8% ③の場合：（上表中【A】）年0.7%、（上表中【B】）年0.9%
資金用途	設備・運転・返済（信用保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金）
融資期間	分割返済：10年以内（据置1年以内）、一括返済：1年以内
保証人・担保	不要

※3 国の保証料補助率：R6.3.15～R7.3.31 保証申込分0.15%、R7.4.1～R8.3.31 保証申込分0.1%、R8.4.1～R9.3.31 保証申込分0.05%

- ※4 セーフティネット保証については、売上高等の減少等に応じて、事業所所在の市町村が認定
- ・4号：最近1か月間及びその後2か月間を含む3か月間の売上高等が各々前年同期比20%以上減少
 - ・5号：最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少等（国指定業種に属する事業を行う者に限る。）
- ※5 返済資金に県制度以外の信用保証協会の保証付融資の残高を含む場合、0.3%上乗せした利率が上限

3. プロパー融資借換特別保証制度の資金繰り安定資金（借換枠）への適用

国が創設する新たな信用保証制度であるプロパー融資借換特別保証制度（以下「本制度」という。）を活用し、一定の財務要件等※6を満たす場合、経営者保証付きの民間金融機関プロパー融資から経営者保証のない資金繰り安定資金（借換枠）への借換えを認め、民間における経営者保証を徴求しない取組の浸透を促します。

○本制度活用時の資金繰り安定資金（借換枠）概要

融資限度額	8,000万円※7
融資利率	年2.1%以内
信用保証料率	年0.45～1.3%
資金使途	返済（経営者保証付き金融機関プロパー融資の残高を返済するための資金）
融資期間	分割返済：10年以内（据置1年以内）
保証人・担保	保証人は不要、担保は信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による

※6 一定の財務要件等の概要（主な融資対象要件）：

- ・資産超過
- ・EBITDA 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が15倍以内
- ・法人・個人の分離
- ・返済緩和している借入金がないこと
- ・本制度の融資実行と原則同時に、次の①又は②のいずれかを満たすこと
 - ①経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること
 - ②経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと

※7 取扱金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内で制限あり

【備考】

○「経営者保証に関するガイドライン」※8に基づく信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い（金融機関連携型、財務要件型、担保充足型）※9や個別の信用保証制度に基づく経営者保証免除対応（経営支援資金（伴走支援枠）、資金繰り安定資金（経営改善・事業再生枠）などについては、引き続き信用保証料を上乗せすることなく、経営者保証を不要とすることが可能です。

※8 日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が、経営者保証に関する中小企業、経営者及び金融機関による対応についての自主的かつ自律的な準則として策定したもの

※9 詳細は、中小企業庁 HP を御参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/download/leaflet_kyokai.pdf

○新規開業資金（創業枠及び創業サポート枠）については、引き続きスタートアップ創出促進保証※10を適用（信用保証料率0.2%上乗せ）することにより、事業者選択型経営者保証非提供制度利用時よりも低い保証料率で、経営者保証を不要とすることが可能です。

※10 詳細は、中小企業庁 HP を御参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html>

※その他の詳細な要件等につきましては、和歌山県 HP を御参照ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>